

名古屋市議会基本条例制定研究会設置要綱（平成21年12月1日施行）

- 1 名称 名古屋市議会基本条例制定研究会
- 2 目的 議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会とし、地方分権時代にふさわしい議会のあるべき基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することの決意を示すため、議会基本条例の制定をめざし、その理念、考えを議論し、課題を研究する。
- 3 研究課題 会議で研究する課題は、次のとおりとする。
 - (1) 議会の役割及び活動原則を明記
 - (2) 会派の位置づけを明確化
 - (3) 市長との関係を明確化
 - (4) 予算等の議会への説明のルール化
 - (5) 会期等の見直し
 - (6) 会議の運営原則を明確化
 - (7) 委員会の活動を明確化
 - (8) 反問権を含む質疑応答の基本原則を明確化
 - (9) 市民参加の促進、市民の多様な意見の反映
 - (10) 広報の充実
 - (11) 会議、情報の公開原則を明確化
 - (12) 政策立案機能及び調査機能の強化
 - (13) 図書室の充実
 - (14) 定数等、議会や議員の身分に関する原則（基本条例の趣旨を尊重）
- 4 運営
 - (1) 会議は、議長、副議長、議会運営委員会理事及び会派が推薦する議員2名の委員により構成する。
 - (2) 会議の構成員でない議員であっても、座長の認めるところにより、必要の都度会議に出席し、発言することができる。
 - (3) 座長には議長を、副座長には副議長をもって充てる。座長が欠けたとき又は事故があるときは、副座長がその職務を行う。
 - (4) 会議には、専門的事項を調査するため、分科会を設置することができる。
 - (5) 会議には、必要の都度、学識経験者等の専門的知見を有する者の出席を求めることができる。
 - (6) 会議は、原則公開、傍聴を認めるものとする。
 - (7) 会議の進行又はとりまとめについては、原則全会一致による。
 - (8) 必要な経費については、原則議員相互の負担とする。
 - (9) その他会議の運営に関する事項については、座長が決定し、会議に報告する。

名古屋市議会基本条例制定研究会 委員

座長 吉田隆一（議長）

副座長 伊神邦彦（副議長）

渡辺房一（議会運営委員会理事）

前田有一（議会運営委員会理事）

こんばのぶお（議会運営委員会理事）

江上博之（議会運営委員会理事）

吉田伸五（民主）

服部将也（民主）

桜井治幸（自民）

ふじた和秀（自民）

加藤武夫（公明）

小林祥子（公明）

わしの恵子（共産）

山口清明（共産）

名古屋市議会基本条例制定研究会 学識経験者等一覧

片山 さつき	<ul style="list-style-type: none"> ■千葉商科大学会計大学院教授 ■片山さつき政治経済研究所代表 	元議員・元公務員
児玉 克哉	<ul style="list-style-type: none"> ■三重大学学長補佐・人文学部教授 ■国際社会科学評議会副会長 	大学教授
仁木 雅子	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会理事長 	福祉団体
後藤 昌弘	<ul style="list-style-type: none"> ■後藤昌弘特許法律事務所 	弁護士
服部 証	<ul style="list-style-type: none"> ■連合愛知名古屋地域協議会事務局長 	労働団体
佐藤 祐一	<ul style="list-style-type: none"> ■愛知中小企業家同友会・副代表理事 	中小企業経営者